

国民健康保険

住民課 ☎ 83-2190

□ 国民健康保険制度

国民健康保険は、自営業の方や、会社などの各種社会保険に加入されていない方が、病気やけがをしたときに安心して治療が受けられるよう、被保険者の皆さんが普段からお金（保険税）を出し合い、国や都からの補助とあわせて医療費に当てる相互扶助の制度です。

□ 国民健康保険に加入する方

すべての方がいずれかの健康保険に加入する義務があります。（国民皆保険制度）

次の①から④のいずれかに当てはまる方以外は、国民健康保険に加入しなければなりません。

- ①職場の健康保険（健康保険組合や共済組合）に加入している方とその扶養家族または扶養家族になれる方
- ②土木・建設業、食品業などの国民健康保険組合に加入している方
- ③日雇健康保険に加入している方とその家族
- ④生活保護を受けている方

□ 国民健康保険の届け出

国民健康保険に加入したり、やめたりする場合は、必ず異動のある日から14日以内に届け出しなければなりません。

{加入の届け出が遅れると}

国民健康保険の加入日は、届け出をした日ではなく、被保険者の資格を得た日までさかのぼって加入します。保険税も加入の日までさかのぼって納めなければなりません。

{やめる届け出が遅れると}

他の健康保険に加入していながら国民健康保険の資格確認書等を使って受診してしまった場合には、国民健康保険が負担した医療費は、全額返さなくてはなりません。

また、届け出が遅れてしまったために保険税を二重に支払っている場合もあります。



□ 国民健康保険税

国民健康保険税は、国民健康保険に加入している方に課税される税金で、国民健康保険の事業を運営するための重要な財源となっています。保険税は世帯ごとにかかり、世帯の前年の所得に応じてかかるもの（所得割）と国民健康保険に加入しているすべての方にかかるもの（均等割）を合計したものが、1年間の保険税の額となります。

また、「介護分（40歳から64歳までの加入者）」と「後期高齢者支援金」も含めた保険税を、医療分と合わせてご負担いただきます。※年度の途中で世帯内の被保険者が増えたり、減ったりしたときは、保険税は月割で計算されます。

※保険税は、国民健康保険への加入資格の発生月の分から納めることになります。（たとえば、会社を辞めたり、他の市町村から転入して国民健康保険への加入資格が発生し、国民健康保険加入の届出をした場合、保険税は、届出をした月からではなく、資格取得月から納めなければなりません。）

{保険税を長い間滞納すると}

特別な事情がないのに保険税を滞納すると、未納期間に応じて次のような措置がとられます。

- ① 納期限を過ぎると、督促が行われます。
- ② それでも納めないでいると、通常の被保険者証の代わりに、有効期間の短い「短期被保険者証」が交付されます。
- ③ 納期限から1年6か月を過ぎると、国民健康保険の給付が全部、または一部差し止めになる場合があります。
- ④ それでもなお保険税を納めないでいると、差し止められた保険給付額から滞納分に充当されます。

□ 資格確認書（特別療養）

資格確認書（特別療養）は、長期にわたって保険料を滞納した場合、特別療養費の対象となり、いったん医療費を全額支払っていただきます。後日、保険料の納付について相談のうえ申請すると、一部負担金を差し引いた金額（保険給付分）を支給します。

□ 高額療養費制度

国民健康保険に加入している方が、同一月内に医療機関などで治療を受け、支払った保険診療の自己負担額（自費分と食事代を除く）が限度額を超えた場合、申請により、その超えた額について国民健康保険から払い戻される制度です。

○同じ世帯で、同じ月に二人以上が次の自己負担をした場合、それぞれを合算した額が自己負担限度額を超えると、超えた額が払い戻されます。

70歳未満の方：医療機関ごとで、自己負担額21,000円以上の診療が計算対象

70歳以上の方：自己負担した額全て

○同じ世帯で、1年間（直近12か月間）に高額医療費の支給が4回以上になった場合、4回目からは限度額が軽減されます。

○血友病、人工透析を必要とする慢性腎不全、抗ウィルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（厚生労働大臣が定める人）については、「特定疾病療養受療証」を医療機関の窓口に提示すると、毎月の自己負担限度額は10,000円（ただし、70歳未満の上位所得者は20,000円）までとなります。

（注）限度額などは、法改正により変更になることがありますので、詳しいことは、住民課までお問い合わせください。

□ 限度額適用認定・標準負担額減額認定制度

高額な医療（入院・外来・調剤等）にかかられた方は、前述のように、申請により高額療養費として還付されますが、病院からの請求や審査などの期間を経るため、還付までには時間がかかります。

この「限度額適用認定」の申請をすることにより、医療機関で高額な医療にかかられても、その月のお支払い額は、世帯の自己負担額までにすることができます。

また、非課税世帯の方には、入院時の食事を減額する「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行します。

高額な医療にかかられる場合は、ぜひ申請をしてください。またマイナ保険証を利用し医療機関を受診される方の申請は不要です。

※所得の申告をされていない方や税の滞納

がある方については、この限度額適用認定証が発行できない場合があります。

※70 歳以上 75 歳未満の被保険者の方は、非課税世帯の方のみの発行となります。

□ 交通事故など（第三者行為）による傷害交通事故などで第三者から受けた傷害による治療にも国民健康保険が使えます。

これは、本来、加害者が支払うべき医療費を国民健康保険が一時的に支払うもので、後で国民健康保険が被害者にかわってその医療費を加害者に請求するものです。

この制度を利用する場合、交通事故などにあったら、すぐに警察に届けると同時に、住民課に届け出なければなりません。

